

社会福祉法人南台五光福祉協会

職員の採用に係る表彰金の取扱いについて（内規）

（目 的）

第1条 社会福祉法人南台五光福祉協会の職員（以下「職員」という。）が、職員採用に直接寄与した場合の表彰金授与に係る基準を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この要綱の対象となる者は、正職員、準職員及び非常勤職員とする。

（表彰状及表彰金授与の時期）

第3条 表彰状及び表彰金の半額を、採用日から3ヶ月経過後授与し、採用日から1年経過後に残りの半額を授与するものとする。なお、表彰金は、給与に計上するものとする。

2 表彰状は、採用日直近の全体会議等の場で授与するものとする。

（表彰金額）

第4条 表彰金の金額は以下のとおりとする。

- (1) 正職員（社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士のいずれかの資格保有者）・・・
10万円
- (2) 正職員（上記以外の者）・・・7万円
- (3) 準職員・・・5万円
- (4) 非常勤職員・・・2万円

2 3ヶ月未満で退職、採用取り消し、解雇（以下「退職等」という。）の場合は、支給対象外とし、3ヶ月以上1年未満で退職等の場合は、残りの半額は支給しないものとする。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。